

町長交際費に係る執行基準

支出項目	支出内容	支出金額
祝金	各種団体の総会や式典、懇談会等への出席に伴う祝金等	原則10,000円以内
弔事	香資・生花等	香資は原則5,000円以内、 楮・生花などは実費相当額
会費	会費制により開催される総会、懇親会、祝賀会等の参加に係る経費	原則10,000円以内
見舞い	病気見舞いなど	原則5,000円以内
渉外費	外部との意見交換、折衝等に必要な土産等の購入や情報収集のための懇談会等に要する経費	社会通念上妥当と認められる範囲内
その他	上記に定めるもののほか、町長が特に必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内